

令和4年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

●基本目標 I 男女が共に築く「あわら」

- 【令和4年度の達成度】 A=かなり進んでいる (男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた)
 B=ある程度は進んでいる (男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた)
 C=あまり進んでいない (男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった)
 D=全く進んでいない (事業を実施しなかった)

【達成度の根拠】 実施計画に対する実施状況の成果などを基に、できる限り客観的な数値を用いて具体的に記入してください。

○重点目標 1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し	1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、SDGs の理念に基づき、ジェンダー平等の実現を図るため、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。	市民協働課		市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。 ・男女共同参画のつどい 参加人数 180人以上 ・各行政区への啓発物の配付等	・第19回あわら男女共同参画のつどい 開催日：12月11日(日) 場 所：中央公民館 参加人数：205人 ・各行政区へ地域に向けた男女共同参画推進パンフレット(県作成)の配布	A (A)	つどいでは、式典のみでなく、パネル展示、啓発物の配布などの啓発活動にも力を入れた。アンケート結果では、回答者の96%が「つどい」に参加して、男女共同参画に関心や理解が深まったと回答した。	参加者に関心を持って式典の最後まで参加してもらえるよう、今後も企画内容を検討する必要がある。
	2 子育て講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、家庭・地域での男女共同参画意識の浸透を図る。	子育て支援課 (子育て支援センター)		子育てに関する講座を実施する。地域住民へ広報・HP・フェイスブック等で参加を呼びかけ、家庭・地域における子育てについて男女共同参画意識の高揚に努める。 ・実施予定回数 10回以上	・子育て講座等の実施回数 14回(12月末時点)、参加人数：246人	A (C)	子育て中の両親などの参加があり、家庭や地域で男女協力して育児をする啓発ができた。	今後も講座を実情に合った内容で企画し、男女共同参画意識の高揚に努める。
		市民協働課	拡	あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。 ・男性の料理教室の開催 ・共家事の推進	・出前教室開催 親子の料理教室(あわらパパクッキング～てまきずしをつくらう！～ 開催日：11月13日(日) 場 所：あわら市給食センター 食育スタジオ (親子8組20人参加)	A (C)	アンケート結果では、87.5%が家事や育児など、できることをしてみようと思ったと回答したため。また、料理教室では、県が発行している共家事推進のパ	今後も、出前教室を通して、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚や共家事推進を図る必要がある。

							ンフレットも配付し、啓発も行えたため。	
② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開	1 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。	市民協働課		会員の増加を図るため、あわら市男女共同参画ネットワーク加盟団体の紹介や、ネットワークの各種事業の周知を図る。	あわら市男女共同参画ネットワーク加盟団体の活動紹介をつどいの際にパネル展示し、参加者等に周知した。 ネットワーク広報紙「トライアングル」を3月に発行し、市内全戸配布を行うことにより、事業の周知を図る。	A (B)	加入団体紹介を作成し、各団体の活動事業周知を図った。	各加入団体の活動紹介を継続して行い、会員の増加に努める。 また、加入団体の自主的な活動の支援に努める。
	2 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。	市民協働課		福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市民への周知を行うとともに、年間を通して啓発活動を行う。 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・広報あわら6月号に「第2次あわら男女共同参画プランの基本的な考え方」を掲載 ・市ホームページ等での周知	・市男女共同参画推進員に啓発物を配付し、職域での啓発を依頼 ・広報あわら6月号に「第2次あわら男女共同参画プランの重点目標」を掲載 ・市ホームページで6月の男女共同参画推進月間の周知	B (B)	国からの啓発物の配布数が十分でなかったため、推進員一人一人への配布が限定されてしまい、十分な啓発活動につながらなかったため。	今後も、男女共同参画月間について、市ホームページ等で周知し、市民を対象に広く啓発活動を推進していきたい。
		福祉課		男女共同参画推進月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・人権の花運動の実施 市内小学校（2校） 〈年間〉人権教室の開催 市内小学校（5校） 〈12月：人権週間〉 ・人権相談窓口の設置	・人権教室及び人権の花運動 芦原小学校、金津小学校 ・人権教室 細呂木・北潟・伊井・本荘小学校 ・人権相談所の開設（毎月） 休止 ・人権相談窓口（12月人権週間） 中止	B (B)	新型コロナウイルスの影響により、人権相談所を休止とした。 人権の花運動、人権教室は、市内小学校において対面により実施することができた。	相談所開設の周知に努め、継続的な支援を行うよう努める。 相談所開設場所に、人権に関するポスターや、相談日程の掲示を依頼する。
3 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。	市民協働課		ふくい女性財団が6月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。 ・ふくいきらめきフェスティバルの参加 ・他市町男女共同参画ネットワークとの交流	・ふくいきらめきフェスティバル 開催日：6月19日（土） 場 所：福井県生活学習館 参加人数：13名 ・日本女性会議 2022in 鳥取くらし 開催日：10月28日（金）～29日（土） 場 所：鳥取県立未来中心 参加人数：3名 ・越前町男女共同参画ネットワークとの交流	A (B)	各種研修に積極的に参加し、男女共同参画についての知識や様々な活動について理解を深めるとともに、伝達・報告により、参加できなかった他のメンバーとも情報を共有して、研鑽に努めたため。	今後も、各種研修に参加したり、女性財団や他市町のネットワークとの交流により、情報交換を行い、今後のあわら市男女共同参画ネットワークの活動に活かしていくことが重要である。	

					開催日：10月5日（水） 場 所：金津創作の森 参加人数：11名			
③ 市の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進	1 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとらわれない表現に努める。	政策広報課 各課		市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努める。	市が発行する各種刊行物、ホームページ、広報紙、SNS等については、性別にとらわれない表現に努めた。	A (A)	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	継続して性別にとらわれない表現に努めなければならない。
④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供	1 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。	市民協働課		前年度（R3）の施策の取組み結果、本年度（R4）の実施計画及び実施状況、達成度等の進捗状況を分かりやすく公表する。 ・HP及び広報紙（6月号）への掲載	令和3年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめ及び令和4年度の実施計画をホームページで公表し、広報紙「広報あわら」6月号でホームページ掲載を周知した。	A (A)	6月の男女共同参画月間に合わせて、ホームページおよび広報紙で広く周知できたため。	今後も、あわら市男女共同参画に関する施策及び計画について、分かりやすくまとめ公表する必要がある。

【達成度】
A = かなり進んでいる・・・男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた
B = ある程度は進んでいる・・・男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた
C = あまり進んでいない・・・男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった
D = 全く進んでいない・・・事業を実施しなかった
なお、事業を終了した場合はその旨記入「事業終了」

家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

令和4年度審議会評価	意見・要望等
A	市民協働課での新しい取り組みとして、出前教室（あわらパパクッキング～てまきずしをつくろう！～）を見学させていただいたが、子供が生き生きとして楽しそうに作っているのが良いと思ったので、何度か開催する等なるべく多くの方に参加していただけると良い。

<参考：令和3年度>

○審議会評価： B ○意見・要望等：まだ新型コロナウイルスの影響が社会全体的に出ているが、新型コロナウイルスについても少しずつ対応し、実施方法を研究して取組んでいただきたい。

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、令和6年度(2024年度)末までの早い時期に30%とする。	市民協働課 各課	拡	各種審議会において、男女比を考慮し、委員の登用を検討する。特に、女性登用数が0の委員会については、積極的に女性を登用するよう努める。 ・女性登用率 35%以上(令和4年度) (令和7年度 40%)	・女性登用率 32.3%(R5.1.1) 30.7%(R4.1.1) 28.6%(R3.1.1) 31.4%(R2.1.1) 30.6%(H31.1.1) 29.7%(H30.1.1)	B (A)	数値目標達成には至らなかったが、昨年度より1.6ポイント数値を上回ったため。	引き続き、女性が0の委員会に女性を登用すること、男性女性の割合が半々になるよう啓発していきたい。
	2 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。	市民協働課		毎年1月1日現在の審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表した。	A (B)	毎年女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表している。	今後も、ホームページ等で分かりやすく公表する必要がある。
	3 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会の拡大を図り、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。	総務課		福井県自治研修所が実施するパワーアップ研修などを通じ女性のスキルアップを図るとともに、庁内プロジェクトでの男女の均衡が図られるよう努める。	・キャリアアップを図るためパワーアップ研修への積極的な参加を促した。(女性職員対象の研修に4人が参加) ・新規採用職員をサポートするためのメンター制度においては、メンター(教育係)に11人中5人の女性職員を登用した。また、相談回数は、昨年度23件(対象者:17人)に対し、今年度は22件(対象者:11人)となった。	B (B)	・パワーアップ研修参加者1人減(R3年度5人) ・メンター女性職員の登用率45.5%(5人/11人)(R3年度61.5%(8人/13人)) ・一人当たりの相談回数は、若干増加している。	引き続き、研修への参加を促していく必要がある。
		政策広報課		SNS運営チームなどの庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努める。	・SNS運営チーム女性職員の登用率42%(5人/12人)	A (A)	・女性職員の登用率42%(5人/12人) ・昨年度に比べ、女性職員が一人減ったものの、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	引き続き女性職員登用に努める必要がある。

② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進	1 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	商工労働課 市民協働課	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、ポジティブ・アクション等についての情報を周知し、女性の登用促進についての理解が図られるよう努める。	・市ホームページによる周知件数 1 件 ・女性の活躍推進に関する関係機関が作成したパンフレットの配架による啓発・周知件数 3 件	C (C)	市ホームページ及び関係機関が作成したパンフレットで引き続き情報を周知するのみであったため。	引き続き女性の登用促進についての理解が図れるよう啓発が必要である。
	2 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。	農林水産課	家族経営協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼びかける。 ・農業者が参加する会議等（認定農業者会等）での家族経営協定啓発パンフレットの配布 1 回以上	認定農業者会でのパンフレットの配布 1 回	B (B)	予定どおりの配布を実施した。	継続した呼びかけを行っていく。
③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進	1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会において地域の女性がリーダーか役員に着くよう促す。	市民協働課	福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市内企業等に啓発リーフレットを配布する。 また、あわら市男女共同参画ネットワーク及びあわら市男女共同参画推進市民会議を通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。 ・啓発リーフレット等の配付 ・地域活動における男女共同参画についての啓発ポスターを庁舎内に掲示する	・男女共同参画に関するポスター掲示 実施日：6月1日（水）～6月30日（木） 場所：あわら市役所1階・2階ロビー ・各区長へ男女共同参画リーフレットの配付 ・男女共同参画ネットワーク及び市民会議を通じて、各種研修やセミナーの紹介を行うとともに、市民協働課窓口には各種セミナー案内チラシを設置した。	A (A)	男女共同参画月間に合わせ、庁内での啓発に留まらず、各区長へ啓発物を配付するなどして、広く啓発を行った。	今後も、庁内での周知、各団体への各種研修やセミナー等の紹介を通して、男女共同参画に関する学習の機会を提供する。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

令和4年度審議会評価	意見・要望等
B	特になし

<参考：令和3年度>

○審議会評価： B ○意見・要望等： 難しい課題であるが、庁内各課において取り組みに対する熱意に差があると感じる。全体的にもう少し本腰をいれ、取組んでいただきたい。

○重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 学校教育等における男女平等教育の推進	1 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。	教育総務課		<p>児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動、特別活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。</p> <p>小学校では、道徳科の学習や家庭科の学習等を通じて、男女の特性を考えたうえで助け合いながら家庭の仕事を協力することや、人種や社会的身分による差別はしないことを指導する。最近では、LGBT に対する理解教育も進めていく。</p> <p>中学校では、道徳や特別活動の授業の中で、正しい異性の理解や人格の尊重について指導するなど、男女平等の視点に立った教育を行う。</p>	<p>児童名簿、出席簿は男女混合で基本としている。学校行事や児童会、生徒会活動において、性別にこだわらず児童生徒が希望する委員会や役割につくようにしている。</p> <p>また、家庭科の学習では男女の区別なく、それぞれの家庭で自分は何ができるかを考え、実践することの大切さを指導している。</p> <p>また、LGBTに対する知識、理解を広げるようにしている。</p>	A (A)	各学校において、男女共同参画の視点で教育活動に取り組んでいる。	今後も継続的に取り組むことが重要である。
	2 こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。	子育て支援課 (こども園)		<p>保育教諭が園児のモデルとなる言葉がけに努め、性別にとらわれない遊びの中で、思いやりのある心の育成、一人一人の個性を尊重した関わりや環境構成をし、男女平等意識の基礎づくりに努めていく。</p>	<p>ままごと遊びやルールのある遊びを通して、男女の区別なく家庭における役割分担を行う体験をしている。</p> <p>また、遊びや好みなど、男女で区別することなく、自分らしさを大切にできるよう言葉がけをおこなった。</p>	A (A)	保育計画で、男女共同参画の視点を盛り込み、子供たちに男女平等の意識付けや体験ができた。	今後も継続的に取り組むことが必要である。
	3 学校運営やPTA活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。	教育総務課		<p>校務分掌、PTA 役員や家庭地域学校協議会委員の選出の際に、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。</p>	<p>市「PTA 連合会」の女性委員や役員の割合は 33.3%であった。</p>	B (B)	各学校の代表からなる PTA 連合会の女性の割合が、計画時は 35%であったが、今年度 33.3%であった。	今後も継続的に取り組むことが重要である。
② 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進	1 子どもの人格形成において、家庭生活の役割は重要なため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない養育、学習機会の提供や啓発活動を行う。	子育て支援課 (こども園)		<p>こども園で 5 歳児の保護者を対象とした半日保育士体験を実施し、家族での子育てや養育の理解・積極的参加・協力の大切さを啓発していく。</p> <p>・コロナ禍のため参加できる保護者のみ実施</p>	<p>5 歳児の保護者に半日保育体験を実施し、園での様子や関り方を感じてもらった。</p> <p>(各園にて5歳児保護者半日保育体験実施)</p>	A (D)	新型コロナ禍、保護者ニーズに合わせ保育体験を実施し家庭で協力して子育てをする啓発ができた。	保育体験も含め保護者が子育てについて理解を深める方法を考える。

	2 生涯学習事業の推進にあたり、関係機関との連携により、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図る。	文化学習課	<p>市民大学講座（今年度は13回開催予定）において、男女が多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った講座の充実を図る。また、男性の参加が増えるよう広報に努める。</p> <p>・男女共同参画をテーマとした講座開設 （その他：健康、園芸、歴史、文学、工作（小学生対象）の講座も開設している）</p> <p>〈市民大学講座〉 ・参加人数 延べ150人以上（コロナ影響あり） （内）男性参加率 50%以上</p>	<p>・男女共同参画をテーマとした講座開設 テーマ：『性の多様性』 開催日：8月25日（木） 参加者数：18人（男5、女13）</p> <p>〈市民大学講座〉 参加人数 延べ155人 （内）男性参加率 44.5% ※R5.1月現在</p>	C (C)	R5.1月現在で、目標としていた参加人数は達成した。しかし、男性参加率は昨年度よりも高い数字であるが達成できていない。年度末までの開催で目標達成できるよう努めたい。	男性も参加しやすい講座や、性別を問わないテーマの講座についての開講を検討したい。また、広報についても、幅広く周知できるような展開を努めたい。
--	--	-------	---	---	----------	--	--

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

令和4年度審議会評価	意見・要望等
A	テーマは難しいが、いろいろな仕掛けをされており、ずっと続けていくことが大事である。

<参考：令和3年度>

○審議会評価：B ○意見・要望等：全国的に、教育現場では男女共同参画が進んでいるように感じるが、家庭や地域社会では教育現場の様に進んでいないように感じる。そこを積極的に改善していただきたい。せっかく学校で男女共同参画を学習しても、児童や生徒達が家庭や地域での様子を学んでしまうとまた逆戻りになってしまう。

●基本目標 II 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し各法の趣旨や内容の周知を図る。	商工労働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、改正女性活躍推進法及び改正育児・介護休業法についての周知を図り、定着促進・普及啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページによる周知件数 1件 市広報による周知件数 1件 関係機関が作成したパフレットによる周知 1件 市メールサービスによる周知 1件 	C (C)	市ホームページ等で引き続き情報を周知するのみであったため。	今後も引き続き、関係機関と協力し、制度の普及啓発に努める。
	2 市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の取組み等を広く紹介する。	商工労働課 市民協働課	拡	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、女性の登用、子育て・介護支援、労働時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の周知に努める。 ・企業訪問の実施（2事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問の実施 ①実施日：10月4日（火） 企業：ファーストトレード(株) 市HP・広報あわら12月号に掲載 参加者数：5名 ②実施日：11月24日（木） 企業：特別養護老人ホーム 芦原メロン苑 市HP・広報あわら2月号に掲載（予定） 参加者数：3名 関係機関が作成したパンフレット等による周知件数 3件 	A (A)	例年、1社の訪問であったが、今年は2社訪問し、周知を強化したため。	今後も、分かりやすく広報紙等で情報提供していく必要がある。
	3 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について周知・啓発に努める。	市民協働課		市ホームページ等を活用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の周知徹底に努める。 ・HPによる相談窓口の案内 ・リーフレットの設置	市ホームページに相談窓口の案内を掲載し、庁内掲示板にポスターを掲示した。また、市民協働課窓口にてリーフレットを設置した。	B (B)	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後も、分かりやすい情報提供に努める。
② 母性保護対策の推進	1 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)		母子手帳発行時に、全ての妊婦に対して、パンフレット等を配付し母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。	全ての対象者に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法など母性保護に関するパンフレット等を配布した。	A (A)	計画どおり周知や理解ができる取り組みができたため。	今後も、対象者への周知に努める。
③ 女性の能力開発促進のための支援	1 関係機関と連携し就業や技能取得に必要な講座を開催する。	総務課 市民協働課		ふくい女性活躍支援センターなどの関係機関が実施する各種研修会への参加を通じて、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。	福井県自治研修所が開催する女性向けのキャリア研修及びビジネススキルアップ研修への参加。 ・参加者人数 4人	B (A)	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後は職員の自発的な参加を促していく必要がある。

					(令和3年度 5人)		たため。	
	2 市役所においては、女性の登用や職域の拡大を図るため一人ひとりの能力向上と意識改革を推進する。	総務課 市民協働課		職員を対象とした男女共同参画に係る研修会等を開催し、意識改革を図る。 ・年1回開催	人権に関する職員研修会「性の多様性に関する知識と同性パートナーシップ制度の意義」を実施。 ・参加人数 123人 (令和3年度:156人) ※講座内容に基づき、対象者を絞り、再任用及び会計年度任用職員を除くGL以下とした。	A (A)	男女共同参画はもとより、人権尊重の観点より、来年度導入予定の同性パートナーシップ制度に対する知識を習得し、性的マイノリティへの理解を深めるとともに、多様性社会の実現に向けた意識の向上が図れたため。	今後も研修内容を充実し、意識改革の推進に努める。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保

令和4年度審議会評価	意見・要望等
B	特になし

<参考：令和3年度>

○審議会評価 : A ○意見・要望等 : 市としては、働く現場へ出ていくのはなかなか難しいと思うが、資料の配付だけでは啓発としては弱い。企業訪問（対面）を今年度1件しているが、例えば大企業と中小零細企業を訪問し、どのような違いがあるか、なぜ中小零細企業では男女共同参画が進まないのか、或いは、なぜ中小零細企業の方が、男女共同参画が進んでいるのかを比較しても良いと思う。対面で、直で見ることにより必要な取り組みが分かるのではないか。また、つどいの場等で、企業の方に男女共同参画の取り組みを発表していただいたり、実際に働いている人の家庭の中での男女共同参画の事例発表を行うと効果的だと思う。

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 女性のエンパ ワーメントの促 進	1 女性のエンパワーメントを 促進するため、経営管理能力 向上のための研修会や租税研 修会等を開催する。	農林水産課		園芸カレッジ受講生に対して、新規就 農者への補助事業等の案内を行うこと で、市内での新規就農の勧奨を行う。 ・園芸カレッジ生への就農の勧奨 1回以上	園芸カレッジ生への就農の勧奨 3回	A (A)	園芸カレッジの女性 の就農希望者に対し て、市内での就農の勧 奨を行った。	引き続き経営継続性を考 慮した勧奨が必要となる。
		商工労働課		県等が主催する研修会等の周知を図 るとともに、積極的な女性の参加を促し エンパワーメントの促進に努める。 ・メール等による企業への周知件数 6回以上	・ふくい女性活躍支援センター等 の関係機関が主催するセミナー について、ホームページ等で 周知。 2件	C (C)	当初計画していた 目標の件数を達成す ることができなかつ たため。	メールマガジン、広報、ホ ームページ等様々な媒体 を用いて周知し、積極的な 女性の参加を促す必要が ある。
	2 男女共同参画の視点を踏ま えたキャリア教育など、生涯 学習・能力開発を推進する。	市民協働課		福井県生活学習館が主催する「ゆー あいカレッジ」女性チャレンジ支援コ ースの講座やセミナー等の周知を図ると ともに、積極的な女性の参加を促しエン パワーメントの促進に努める。 また、男女共同参画ネットワークによ る市議会傍聴及び県議会傍聴等を実施 することにより、女性の県政・市政に対 する関心を高める。 ・市議会・県議会傍聴人数 延べ10人以上	・男女共同参画ネットワークや市 民会議を通じてセミナー等の 関係情報の提供に努めた。 ・市議会傍聴人数 9月7日(水) 4人 3月8日(水) 4人 ・県議会傍聴 中止	C (B)	市議会・県議会傍聴 延べ人数：8人 (令和3年度：延べ20 人)	引き続き、講座やセミナー 等の周知を図るとともに、 積極的な女性の参加を促 していく必要がある。ま た、今後もネットワークへ は、市・県議会傍聴の参加 を促し関心を高める必要 がある。
② 女性の起業活 動への支援と情 報提供	1 女性の起業活動への支援	商工労働課		女性起業者の実体験や起業に関する 実情についてのアンケート結果をパネ ル展示することにより、女性の起業活動 を啓発・促進する。	・女性起業者の補助金申請件数2 件(2件とも採択) ・創業パネル展で女性起業家の事 例紹介ブースを設置(2月中旬 に実施予定)	A (B)	補助金を活用し、2名 の女性が創業した。	引き続き女性の起業に関 する支援体制の充実を図 っていく。
③ 関連団体が行 う主体的な経済 活動等への支援 と情報提供	1 関連団体が行う主体的な取 り組みや相互の連携等を支援 するとともに、情報提供を行 う。	農林水産課		県や企業等が開催する、商品開発や商 談などに関するイベント等の周知を図 るとともに、特産品・商品開発に関する取 り組みへの支援に努める。 ・支援団体数 1団体以上	支援団体数 2団体 (女将の会、A.S.C)	A (A)	マスコミを通じて周 知を図った。	引き続きイベント等の周 知を図っていく必要があ る。

女性の起業等に対する支援

令和4年度審議会評価	意見・要望等
B	コロナを理由に事業を中止せず、積極的に事業に取り組んでいただきたい。

<参考：令和3年度>

○審議会評価　：　B　　○意見・要望等　：コロナの時代で景気が悪いといえど、継続的な支援は必要。女性が力を付けていくことも大切であるので、支援を行っていた
きたい。

○重点目標 6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進	1 家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。	子育て支援課 (子育て支援センター)		父親が育児参加しやすい事業（パパ応援デーや土曜開放デー）を行い、積極的な参加を呼びかける。 ・パパ応援デー参加組数 15組以上 ・土曜開放日の父親参加率 35%以上 ・父親来所の中でも父親単独の来所率 30%	・パパ応援デー平均参加組数 約15組 ・土曜開放日の父親参加率 34% 28人/参加総数83人 ・パパ応援デー・土曜開放日父親単独来所率 32% 37人/参加総数115人 (※12月末時点)	A (B)	新規にパパ応援事業を開始し、計画目標どおり父親参加率が増加した。	今後も父親が参加しやすい教室等を開催し、積極的に家事・育児へ参加できるよう周知に努める。
		子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)		父親が参加しやすいようママパパ教室を日曜に開催し、父親が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう意識の浸透を図る。 ・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率(父親数/世帯数) 80%以上	・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率 100%(12月末時点)	A (A)	父親全員が参加した。	今後も男女共同参画意識の浸透に努める。
	2 職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。	市民協働課		市内7小学校・2中学校・高校や市民を対象に男共同参画に関する「感謝状」「図画」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。 また、優秀作品については、冊子の作成と配布、市内公共施設での展示、ネットワーク機関紙及びHPでの掲載をすることにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。 <作品募集数> ・感謝状作品 1000点以上 ・図画作品 100点以上 <作品展示> ・市内公民館 2ヶ所	・作品募集数 感謝状作品応募数 492点 (令和3年度:1169点) 図画作品応募数 81点 (令和3年度:99点) ・優秀作品の展示 中央公民館:12/11~12/23 湯のまち公民館:1/6~1/17 ・ホームページで掲載 ・トライアングルで掲載 ・感謝状作品集の作成	C (A)	作品の募集については、目標点数を達成できなかったが、県作成のパンフレットを作品募集の時期に生徒・児童に配布し、男女共同参画についての知識を深めてもらうよう努めた。	今後も市内各学校等に、「感謝状」「図画」作品の募集を通して、男女共同参画についての啓発及び意識の浸透に努める。 また、一般や低年齢の子供からの応募が増加し、今後も幅広い年代層に啓発していく必要がある一方で、児童・生徒からの応募は減少したため、学校等の関係機関の協力を得られるよう働きかけていく必要がある。

	3 男性の職場中心の意識や地域における役割の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための施策の推進を図る。	文化学習課 (各公民館)		公民館で実施する市民対象の各種講座において、家庭や生活における男女共同参画を促す講座を積極的に取り入れ、ワーク・ライフ・バランス実現の推進に努める。	・伊井公民館 さつき盆栽剪定教室(参加者8人中、男性5人) ・北潟公民館 魚さばき教室1回(参加者12人中、男性8人) ・中央公民館 戦国歴史講座シリーズ 3回開催(計70人 男性40人)	B (B)	今年度、男性が参加しやすい家庭講座として企画した。	今後も、男性の参加増に向けて継続的に取り組むことが必要である。
② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1 延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。	子育て支援課		延長保育、病児・病後児保育、放課後子どもクラブ等の多様な子育てサービスを実施し、働きながら子育てしやすい環境を作る。また、同制度の周知徹底を図る。	・ホームページ、子育てアプリ、チラシ配布により周知	B (B)	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	多様なサービスの周知を詳細に周知する必要がある。
	2 子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。	子育て支援課		子育て世代包括支援センターを中心に子育て支援センターや各こども園に相談窓口を設け、互い連携を取り、地域における子育て相談等の充実に努める。父親も育児参加ができるよう支援する。	・訪問型相談102件 ・電話相談93件 ・児童家庭支援センター連携3件(12月末時点) ・子育て世代包括支援センターとの連携で、保育カウンセラー巡回相談、発達相談、離乳食相談会を広く周知	B (A)	訪問型相談、電話相談ともに横ばいである。相談内容は0、1歳児親子の利用者が多いので、授乳、離乳食、発達相談が中心である。	専門機関との連携で、今後も多種多様な相談支援に努めていく
③ 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備	1 事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。	商工労働課 市民協働課		事業者に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。	・市役所内ポスター掲示 1回 ・市役所内チラシ等設置 3回	B (A)	ポスター掲示やチラシの設置により周知に努めたが、十分には行えなかったため。	市役所以外の施設に周知を依頼し、引き続き、年次有給休暇等各種休暇制度等についての情報提供に努める。

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

令和4年度審議会評価	意見・要望等
B	子供の数の減少という社会的要因を踏まえ、啓発の仕方を考えていく必要がある。

<参考：令和3年度>

○審議会評価 : A ○意見・要望等 : 若い家庭においては男女共同参画が進んでいるように感じる。その様子が年配の家庭にも影響して行くと良い。昔と比べると、男性の家庭進出がずいぶん増えたように思う。

●基本目標 III 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり	1 幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、いじめ、虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。	子育て支援課 (こども園)		保育教諭等に係る園内研修や職員会を通し、人権に関する理解や知識の習得に努める。職員間で子どもに対しての言葉や態度に関して定期的に注意喚起をしていく。また、子どもには言葉で気持ちを伝える大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。	園内研修や職員会を通し、職員同士の間関係は勿論、子どもの人権について例（ニュースや時事問題など）をあげて普段の保育をチェックし、人権について意識づけや注意喚起を行った。	B (A)	計画どおりこども園などで教育や啓発ができたため。	日常から職員や意識して保育できるよう質の向上に努める。
		市民協働課		毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、市内企業等に啓発リーフレットを配布し、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努める。 ・啓発リーフレット等の配付 ・ポスター掲示	・啓発物（リーフレット（各3枚）・ポスター（各1枚）・カード（3種類各3枚）・シール（2種類各2枚））を男女共同参画推進市民会議推進委員に配付し、職域での啓発に努めてもらうよう依頼 ・市民協働課窓口に啓発リーフレットを設置 ・庁内にポスター掲示	B (C)	国からの啓発物の配布数が十分でなかったため、推進員一人一人への配布が限定されてしまい、十分な啓発活動につながらなかったため。	今後も、市民に対し、広く啓発していく必要がある。
	2 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。	福祉課		関係機関と連携のうえ、DV研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。 ・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等を随時実施	・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等実施、県主催の研修会への参加促進 実施回数 0回 ・福祉懇談会（東部地区・西部地区）計2回実施	B (B)	定例会での研修実施や研修会への参加促進はできなかったが、福祉懇談会と連携しての情報の共有化は実践できたため。	研修講師の確保が困難。関係機関主催の研修への参加促進に向けた取組が必要。
② 被害者に対する相談、支援体制の充実	1 市民に対し相談窓口の周知を図るとともに、被害女性が相談しやすい環境の整備を図る。	市民協働課 子育て支援課 健康長寿課 福祉課		関係機関と連携のうえ、市民に対して相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい対応に努め、相談によっては個室で相談員が対応するよう努める。	相談件数 ・健康長寿課：2件 （令和3年度：4件） ・子育て支援課・市民協働課：1件 （配偶者暴力・子育て世代）（令和3年度：1件）	A (A)	日頃から庁舎内関係課との情報共有や公的機関（警察、消防、健康福祉センター等）、社会福祉協議会、法テラス等の関係機関との連携やネットワーク会議等を通じ協力体制を構築している。	小さな被害等の早期発見及び早期対応を行う上で、関係機関との協議や対応方法の検討等、引き続き、相談支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチを積極的に行う。

2 関係機関との適切な連携により、被害女性に対し効果的な支援を行う。	市民協働課	<p>女性支援センターをはじめとする関係機関との連携により、DV研修会に参加し知識の習得や情報を得て適切な支援に努める。</p> <p>・DV研修会等への参加回数 3回以上</p>	<p>DV研修会等への参加回数5回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月12日(火)～7月13日(水) 『女性関連施設相談員・相談事業担当者研修』 ・8月2日(火)14:00～16:30 『性暴力被害者支援関係機関研修会』 ・8月9日(火)～8月12日(金) 『性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修』 ・9月2日(金)14:00～16:30 『配偶者からの暴力に関する「初任者研修会」』 ・11月18日(金)14:00～16:15 『犯罪被害者等支援相談員研修会』 	A (A)	研修により情報収集や知識の向上が図れた。	今後も継続して研修会で知識の習得や情報を得て、DV被害者の支援体制の充実を図る。
	福祉課 健康長寿課	<p>関係機関や既存の虐待防止ネットワーク等と連携のうえ、被害女性に対しての効果的な支援に努める。</p> <p>・関係機関連絡会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関連絡会（高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議）を11月に開催。取組みは、対応報告をはじめ、社会福祉協議会成年後見センターの紹介を行い、関係機関との連携を強化した。（健康長寿課） ・関係機関連絡会（障がい者総合支援協議会権利擁護部会）の開催4回（福祉課） 	A (A)	継続してネットワーク会議を開催していることは、虐待防止関係機関との顔の見える連携や関係構築を増すことに繋がっている。	今後も虐待事案への早期対応をはじめ、ネットワーク会議以外にも包括内にて事案会議（お助け会議等）の協議体制が重要であるため、継続して積極的に関係機関との連携を図っていく。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

令和4年度審議会評価	意見・要望等
B	評価が下がった箇所については、原因を明らかにし、評価が上がるよう取り組むこと。

<参考：令和3年度>

○審議会評価 : A ○意見・要望等 : 報道機関等で報道されており、社会の中で浸透してきている。相談件数は上昇しているときもあるが、みんなの意識はかなり変わってきているように思う。大事な取り組みである。

○重点目標 8 男女が共に思いやる健康づくり

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拓	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	1 男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。	健康長寿課 市民課		保健センターや各公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診を実施し、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。 また、健診会場での食生活改善指導や地域や食育スタジオでの健康づくり事業を実施し食生活の改善に努める。 ・食に関する健康づくり実施日数 30回以上	・集団健診実施回数 27回/年 男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備し、実施した。 ・食に関する健康づくり実施日数 8回 コロナ感染予防を徹底し、料理教室や試食の提供を再開した事業もある。	C (C)	目標達成率 26%	今後も男女ともに参加しやすい事業の実施や啓発を行う。
		健康長寿課		健康づくり運動推進事業では、男女が共に参加しやすい内容へと充実するよう、健康づくりサポーター向けに教室メニュー表を提案する。また、サポーターを中心に地区の課題に応じた家族ぐるみで健康づくりに取り組めるよう支援する。 ・活動回数 150回/年以上(コロナ影響あり)	・活動回数 76回/年 コロナの感染状況により、やむを得ず中止した地区等もあった。 実施の際には、手指の消毒や定期的な換気など感染対策を徹底しながら行った。	C (C)	目標達成率 50.0%	健康づくりサポーターより区の現状を把握し、地区に合った実施方法を検討していく必要がある。
	2 女性の乳ガン、骨粗鬆症、子宮ガンなどの予防対策や検診を実施するとともに、男性の前立腺ガンなどの早期発見を促すための意識啓発を図る。	健康長寿課		女性の乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診や県内指定医療機関での個別検診を実施し、個別に受診勧奨を行う。 女性のがん受診勧奨のため、年代を絞り無料クーポンを発行する。骨粗鬆症検診や男性の前立腺がん検診市民健診の集体会場で実施する。 ・40歳以上の5大がん受診率 45%以上 (乳がん・子宮頸がん・胃がん・肺がん・大腸がん)	・40歳以上の5大がん受診率 30.2% がん検診受診券と特定健診受診券を同封し、受診の利便性を図った。また、未受診者へ封筒及びハガキ通知での勧奨を実施した。	B (C)	目標達成率 67.1%	5つのがんすべてを同じ日に受けられる日程や休日の検診日を増やすなど、個人のライフスタイルに合った検診体制を検討していく必要がある。
3 妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。	子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)		医療機関での妊産婦健診及び乳児健診や、保健センター等での乳児教室及び幼児健康診を実施するほか、乳幼児及び妊産婦への家庭訪問や個別の育児相談等を行い、母子健康サービスの充実に努める。 ・幼児健康診査受診率 98%以上	・幼児健康診査受診率 98.7% (12月末現在)	A (A)	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	今後も母子保健サービスの充実に努める。	

② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	1 学校教育において、男女が互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	教育総務課	小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。 小学校では高学年で思春期における心と体の成長を自覚すること、中学校では1年の保健体育の授業や各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	小中学校では、発達段階に応じた教育を実施している。 保健体育では身体的な特性、道徳では健全な異性観について男女の相互理解について学習している。	A (A)	学級活動や道徳・保健体育の授業の中で実施した。	多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	1 正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。	教育総務課	〈小学校〉 5、6年生の保健体育において「病原体や環境、抵抗力、生活行動」について学習する。 〈中学校〉 中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	【小学校】 保健体育の授業を通して感染症の知識や予防について学び、患者や感染者を理解し差別や偏見のない態度を育てる。 【中学校】 保健体育の時間に HIV や感染症について正しい知識を学習している。	A (A)	保健体育の授業の中で実施している。	今後も児童生徒向けの教材を使用し、分かりやすく伝えていくことが重要である。

男女が共に思いやる健康づくり

令和4年度審議会評価	意見・要望等
B	病院に二か月に一回通院している患者がいるが、市の特定検診も受けないといけないのか。病院によっては、特定検診を絶対受けてほしいというところもあれば、用紙に記入するだけで良いところもあるため、統一していただきたい。

<参考：令和3年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 小さい子どもや生徒に対する取り組みは積極的にしており評価できる。一方で、一般市民の意識がまだ低いと感じるため、啓発を積極的にしていただきたい。健康のことはもう少し真剣に考える必要があると思う。

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実	1 男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。	健康長寿課		生活・介護支援サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が担う介護への学習機会の提供に努める。 ・生活・介護支援サポーター養成講座の開催（あわらふくし塾）	・生活・介護サポーター養成講座（あわらふくし塾）の開催 開催時期：令和5年1月～2月 計16～20時間 （4～5時間×4日間） 対象者数：50人	A (D)	コロナ感染対策を講じながら、開催。感染拡大により、集合での受講ができない場合、オンラインでの開催を行う。	参加している年代に偏りがあるため、幅広い年代への参加を促すための広報の仕方や内容について検討が必要である。
				介護予防セミナー等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。 ・各種介護予防セミナーの開催150回以上	・各種介護予防セミナーの開催167回（見込み） 参加者：2,647名（見込み） (R3年度：130回1,524名) ・市民公開講座健幸セミナーの開催 開催予定：令和5年3月頃 定員：30名を予定	A (B)	コロナ感染対策を講じながら、目標の開催回数を達成できた。	1人暮らし高齢者や老々介護の増加に伴い、ニーズに合わせたセミナーの内容を検討する必要がある。
② 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備	1 老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。	健康長寿課	拡	男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。 ・介護サポーター登録者数 35人 ・活動、訪問件数 576回	(1) 生活・介護サポーター登録者数 27人(男5人 女22人) ※(1)12月末時点 (2) 実利用者数 12名 (3) 利用者宅訪問件数 576回 (4) 教室等支援件数 102件 ※(2)(3)(4)年間見込	B (B)	未活動者の意向確認を行い、名簿を整理したため、登録者数が減少した。コロナ感染対策を講じながら、予定通りの訪問や健康教室の活動を継続することができている。	サポーターの男女比率に大きな偏りがある。男性サポーターが増えるように周知、啓発方法を検討する必要がある。
	2 シルバー人材センターの機能充実と高齢者の就業環境の整備を図る。	商工労働課		シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会の充実に努める。	・運営に対する補助金を支給 ・市広報へのシルバーだより等の折り込みによる活動周知件数 5件 ・市ホームページによる周知件数 1件 ・公益社団法人福井県シルバー人材センター連合主催の事業説明会を市内で2度開催	B (A)	コロナ禍において出張就職相談会やマッチング商談会の開催が叶わず、昨年と比較して、事業PRの機会が減少した。	高齢化による労働人口の減少により、定年の延長などの影響を受ける中、会員と事を獲得する方法を模索する必要がある。
③ ひとり親家庭に対する施策の推進	1 ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。	子育て支援課		ひとり親に必要なサービスの紹介や給付を行い、関係機関と連携し自立支援に努める。 ・母子父子自立支援員の研修参加回数 年3回以上	・関係機関による研修回数3回	A (C)	研修会で制度に関する知識を習得し、実務に生かすことができた。	引き続き、制度に関する知識を深めていく必要がある。

誰もが安心して暮らせる環境の整備

令和4年度審議会評価	意見・要望等
A	高齢化が進む中、危機感を持って活動されている実績があり良いと思う。

<参考：令和3年度>

○審議会評価： B ○意見・要望等： 高齢化は確実に誰もが迎えることである。高齢化に対する取り組みは積極的に進めていく必要がある。

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R3年度)	達成度の根拠	課 題
① 防災活動における男女共同参画の推進	1 防災対策確立のための防災分野における女性の参画の拡大を図る。	総務課	拡	・嶺北消防組合消防本部と連携し、女性消防団員の加入を推進する。 ・あわら市防災士の会における女性会員の加入を促進する。	・あわら市消防団員 250 名 内女性団員 5 名 (令和3年度 団員 250 名 内女性団員 5 名) ・あわら市防災士の会会員 48 名 内女性会員 13 名 (令和3年度 会員 41 名 内女性会員 9 名)	B (B)	・市防災士の会で女性防災士と女性消防団員が合同で行う訓練を実施するなど、女性防災士と女性消防団員が活躍できる機会を設けることができ、市防災士の会の女性会員が増員となったが、女性消防団員の増員には至らなかった。	・女性防災士や女性消防団員が活躍できる取組みを継続する。
	2 災害対策マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画を推進する。	総務課		・市やあわら市防災士の会が実施する防災訓練や学習会等における女性の積極的な参画を促進する。	・あわら市防災士の会に女性部会が設立され、女性の視点での指定避難所のレイアウトや災害時の備蓄についてのあり方を見直した。	A (A)	・女性参画型の防災事業を実施するための基礎ができた。	・女性向けの防災訓練や学習会を実施する。
② 防犯活動における男女共同参画の推進	1 防犯活動など地域活動への多様な人々の参画を促進する。	総務課		女性防犯隊員の加入を促進する。 ・現在：女性防犯隊員 2名 安全安心まちづくり委員会における女性委員の登用に努める。 ・現在：女性委員 4名	・あわら市防犯隊員 101 名 内女性隊員 2 名 (令和3年度 隊員 93 名 内女性団員 2 名)	B (C)	・女性防犯隊員の増員には至らなかった。	・女性防犯隊員増員のための取組みを継続する。
	2 地域における犯罪を防止するため、防犯パトロール等を行う。	総務課	拡	夜間における青色防犯パトロールによる安全点検を実施し、性犯罪等の抑止に努める。	・女性防犯隊員による防犯パトロールへの参加	B (B)	・女性隊員には防犯隊活動に積極的に参加いただくことができた。	・パトロールの継続

男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

令和4年度審議会評価	意見・要望等
B	防災は男女差なく意識して取り組んでいただきたい。

<参考：令和3年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 積極的な取り組みや啓発、PRも大事である。女性がもっと関心を持って、自分も参加しようと思えるような取り組みをしていただきたい。